

## 大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の6第1項の土地の利用履歴等調査結果報告書

大阪市長様

報告者は「土地の形質の変更をしようとする者」であり、その施行に関する計画の内容を決定する者です。土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当します。

令和〇〇年△△月□□日

本市への報告日(提出日)を記載してください。

報告者 住所 大阪市〇〇区〇〇町△ - △ - △  
氏名 株式会社 ○○開発  
代表取締役 ○○ ○○

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

報告者が法人である場合は法人名及び代表者の職名と氏名、個人である場合は氏名を記入してください。

大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の6第1項の規定により、次のとおり報告します。

すべての地番を記載してください。多数の地番がある場合は別紙に記載することも可能です。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	大阪市〇〇区〇〇町〇丁目△番△の一部（地番） 大阪市〇〇区〇〇町〇 - 〇 - 〇〇 （住居表示）
土地の形質の変更の場所	別紙の通り
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	3,500 m <sup>2</sup> (形質の変更を行う敷地の全体の面積：4,000 m <sup>2</sup> ) (掘削部分の面積：3,200 m <sup>2</sup> ) 最大掘削深度：0m
土地の形質の変更の着手予定日	令和〇〇年△△月□□日
有害物質使用届出施設等に係る工場又は事業場の名称	○○製鋼株式会社
有害物質使用届出施設等の種類	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2 2 製鋼用電気炉
有害物質使用届出施設等の設置場所	別添報告書のとおり
有害物質使用届出施設等に係る管理有害物質の種類	ダイオキシン類
土地の利用の履歴	昭和36年から○○製鋼株式会社電気炉工場が操業し、昭和50年より工場の増改築が行われ、昭和55年には現在に近い工場配置となり、現在に至る。 詳細は別紙履歴報告書のとおり。

別紙として土地の利用履歴等調査結果報告書を添付してください(作成例参照)。

	有無	<b>有</b>
埋設廃棄物の有無	埋設廃棄物の状況（場所、時期、性状）	<b>場所：別紙のとおり 時期：昭和36年頃～55年頃 性状：別紙のとおり</b>
	管理有害物質の含有の有無及び種類	<b>無</b>
土壤汚染に係る過去の調査の結果	有無	<b>無</b>
	実施時期	
	調査対象物質	
	指定基準超過物質	
	汚染範囲	
	汚染の除去等の措置の状況	
	調査実施機関	

## 土地の利用履歴等調査結果報告書

1 件名 ○○製鋼株式会社事務所棟新築工事

2 調査地 大阪市○○区○○町○丁目△番△の一部（地番）  
 大阪市○○区○○町○ - ○○ - ○○ （住居表示）  
 地目：宅地  
 敷地面積：62,000m<sup>2</sup>  
 土地の形質の変更が行われる面積：3,500m<sup>2</sup>（掘削部分の面積 3,200m<sup>2</sup>）  
 最大掘削深度：○m  
 今後の土地利用：事務所棟建設予定（別紙敷地平面図参照）

### 3 土地利用等履歴概要

#### ○対象地の土地利用状況

登記簿、写真、地図、現地調査により調査を実施した。結果は次表のとおり。

年代	土地利用方法	所有者	地目	根拠資料
昭和 36 年～平成 6 年	○○製鋼株式会社電気炉工場が操業 (敷地の一部に廃棄物を埋設)	○○製鋼株式会社、個人	宅地	航空写真、住宅地図、登記簿謄本
平成 6 年～現在	○○製鋼株式会社電気炉工場が操業	○○製鋼株式会社	宅地	航空写真、住宅地図、登記簿謄本

#### ○管理有害物質の使用等の履歴

##### 【昭和 36 年頃～現在：○○製鋼株式会社電気炉工場】

- ・ 業種及び製造品：鋼製造業、粗鋼等
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設
- ・ 敷地の一部に廃棄物を埋設
- ・ 廃棄物の種類：金属板、金属片、廃プラスチック、木くず、コンクリートガラ  
(○○製鋼株式会社△△担当者への聞き取り)
- ・ 性状：破片状
- ・ 含有管理有害物質：無
- ・ 製鋼過程において使用している萤石にふっ素及びその化合物が含まれている。
- ・ 製鋼過程において排出される残渣に鉛及びその化合物が含まれる可能性がある。

届出日	施設種類	使用物質等	届出	
			種類	内容
S36. 4. 1	製鋼用電気炉	—	ダイオキシン類 対策特別措置法 特定施設設置届	施設の設置

S：昭和、H：平成

○関係者への聞き取り（別添調査票参照）

平成20年頃までは、製鋼過程において萤石を使用していた。萤石中のふっ素化合物は製鋼に伴い発生する鉱滓中に排出されるが、発生した鉱滓は場内に保管された後、土壤環境基準に適したものは再生路盤材等として出荷される。またかつては地番改良材として敷設使用された。またスクラップを溶融した後の残滓として鉛化合物が排出される。

○土壤汚染に係る調査の結果

土地所有者への聴取の結果、調査の履歴はない。

○自然由来汚染についての情報

自治体HPの確認及び土地所有者への聴取の結果、近隣に自然由来の土壤汚染の情報はない。

○水面埋立土砂由来汚染についての情報

埋立事業者、所管自治体及び隣接土地の管理者等への聴取の結果、水面埋立土砂由来汚染についての情報（当該地または近隣における土壤汚染状況調査結果、地質調査結果、埋立施工区画および埋立時期、埋立材料受入時の汚染に関する情報）はなかった。

○埋設廃棄物についての情報

土地所有者への聴取の結果、敷地の一部に廃棄物（金属板、金属片、廃プラスチック、木くず、コンクリートガラ）が埋設されていた。

○ダイオキシン類に関する情報

関係者への聞き取り調査の結果、ダイオキシン類の調査が必要となる土地の①に該当する土地であることを確認した。

- ①ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設に相当する施設のうち、ダイオキシン類を発生する種類のものが稼働していた土地
- ②廃棄物処理法に規定する特別管理産業廃棄物又は特別管理一般廃棄物に相当する濃度のダイオキシン類を含む廃棄物を継続的に処理していた土地
- ③埋立廃棄物が土壤と直接接しており、当該廃棄物中のダイオキシン類が1,000pg-TEQ/gを超過している土地又は当該廃棄物中の滞留水のダイオキシン類が1pg-TEQ/Lを超過している土地
- ④土壤調査により、ダイオキシン類が指定基準に適合しないことが判明している土地
- ⑤水面埋立土砂由来のダイオキシン類の土壤汚染のおそれがある土地

#### 4 土壤汚染の可能性等の所見

年代	土地利用方法	土壤汚染の可能性等	根拠資料
昭和36年～現在	○○製鋼株式会社 電気炉工場が操業 (敷地の一部に廃棄物を埋設)	鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ダイオキシン類による汚染のおそれがある。	航空写真、 住宅地図、 登記簿謄本、 関係者聞き取り調査票

以上の土地の利用履歴等調査の結果、対象地は鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ダイオキシン類について土壤汚染のおそれがあるものと判断する。他の管理有害物質による土壤汚染のおそれはないと判断する。

なお、今後形質変更をすすめていく中で、新たに土壤汚染が確認された場合、すみやかに土壤汚染対策グループに報告するとともに、法令に準じた施工方法・環境保全対策を実施します。

添付書類

◇必ず添付する書類

- 位置図(土地の形質の変更が行われる範囲を明示してください)
- 敷地平面図(現況図、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図)  
(土地の形質の変更が行われる範囲、掘削部分及び盛土部分を区別して表示してください)
- 土地の所有者等であることを証する書類  
(所有者であることを証するのであれば土地の登記事項証明書等、写し可)
- 公図(写し可)(土地の形質の変更が行われる範囲を明示してください)

◇根拠資料として必要に応じて添付する書類

- 閉鎖登記簿謄本(写し可)
- 過去の地図・住宅地図(土地の形質の変更が行われる範囲を明示してください)
- 過去の航空写真・現況の写真(土地の形質の変更が行われる範囲を明示してください)
- 工場施設配置図、排水経路図、配管図等
- 工場に関する各種届出書(記録簿等)
- 関係者への聞き取り調査票
- 各種調査結果(廃棄物層に含まれている管理有害物質の種類の調査、過去の土壤汚染状況調査など)
- その他必要な書類

◎土地の利用履歴等調査結果報告書の作成に際しましては、「土壤汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壤汚染に係る調査・対策の手引き」(大阪府環境農林水産部環境管理室作成)もご覧ください。

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozan/jiban/tebiki-part.html>)